

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

令和2年度第6号
通算第581号
令和3年2月19日

尼崎市総務局
人事管理部給与課

—マイナンバーカード交付窓口の勤務体制等について—

◎日時・場所

令和3年1月29日（金）午後3時30分～午後4時55分（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

◎今回の交渉の主な目的

マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について提案を行うため、交渉の場を持った。

◎組合への提案

（提案メモ）マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について

協議の要旨

マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について、その内容を示した上で協議を行った。

組合の主張	当局の回答
マイナンバー交付窓口の勤務体制について 土曜日の勤務時においても、休憩時間はしっかりと確保されるのか。	今回の提案は勤務を要しない日と勤務を要する日を変えるというものであり、休憩時間については通常の勤務日と同様の取扱いとなる。
勤務時間は午前8時45分から午後5時30分までということでしょうか。	お見込みのとおりである。
土曜日の正午から午後1時までの間についても、窓口を開設する予定か。	その予定である。

<p>なぜ、実施期間を2年間とするのか。</p>	<p>国は、令和4年度末までにマイナンバーカードの普及率をほぼ100%にすることを目指しており、市民の利便性向上の観点から、各地方自治体に対して土日の交付の積極的な実施などを要請している。こういったことなどを踏まえたものである。</p>
<p>今回の提案内容を実施すると、本来であれば勤務を要しない日である土曜日が勤務を要する日となり、職員は不快に感じるはずである。組合としては、特殊勤務手当の支給を求める。</p>	<p>現行の特殊勤務手当の制度において、今回のようなケースを支給対象とするメニューはなく、また、既にローテーション勤務を実施している職場においても支給していないこととの均衡からも、組合が主張するような特殊勤務手当を支給することはできない。</p>
<p>特殊勤務手当を支給できないのであれば、ローテーション勤務ではなく振替や代休といった対応も選択肢の一つとなり得るのではないかと。組合としては、ローテーションとして明確に勤務日を定めることにより、職員が働きづらくなることを懸念しているのであるが。</p>	<p>当局としては、今回の対応が2年という時限的なものである点も勘案すると、土曜日の市民対応に向けた勤務体制を確保できるのであれば、必ずしもローテーション勤務である必要はないと考えている。</p>
<p>管理監督者以外で、週5日勤務以外の勤務体制になることは想定しているのか。</p>	<p>基本は週5日勤務での勤務体制を想定している。</p>
<p>職場の理解も得ながら柔軟な対応を図っていくのであれば、組合としては振替や代休といった対応でも問題はない。詳細は、引き続き支部で協議していく。</p>	<p>了解した。職場で十分に説明を行うことは当局としても重要と考えており、その上で振替等も活用しつつ、可能な範囲でシフトを組むなど柔軟な対応を図る旨、当局からも原局に伝えておく。</p>

<p>マイナンバー交付窓口の執務場所について</p> <p>令和3年度から、執務場所を北館1階と中館6階から南館1階に移動させる案があると聞いている。そうすると、選挙の期日前投票時には期日前投票会場とスペースを共有しなければならなくなるため、その間は市民の個人情報を保管するスペースを通路に設置するとも聞いている。</p> <p>また、次の選挙の時期は南館1階にある国保年金課の窓口が込み合う時期と同時期であり、南館1階の来庁者が増えるため、新型コロナウイルス感染症対策の観点から密を避けるべき状況であるにもかかわらず、密が高まることが予想される。</p> <p>当局としては、これらの諸課題についてどのように受け止めているのか。</p>	<p>執務場所については現在調整中であり、個人情報の問題や新型コロナウイルス感染症対策についても、しっかりと対応していくと聞いているが、改めて原局に伝えておく。</p>
<p>選挙の期日前投票所を本庁以外にすればよいのではないかと。組合としては、他に代替策がないのであれば、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うことを前提に、本庁を期日前投票所とすることも否定するものではないが、代替策が他にないかを確認していただきたい。</p>	<p>原局に伝えておく。</p>

課題解決への方向性

今回の協議の結果、マイナンバーカード交付に係る勤務体制については、振替や代休などの現行制度を活用しつつ、柔軟に対応していく方向で、支部協議の場で議論を進めていくこととなった。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p>合理化及び新転職制度について</p> <p>令和3年度向けの合理化について、支部交渉の場において、付帯条件を付してやむなく諾とする回答を行った。そこでは現場職員の職種選択や異動についての本人意向の尊重を重視している。その中で引き続き技能労務職として働くことを希望している者に対して、現場では業務課しか選択肢がないといった話も出ていると聞いている。当局からそのような発信を行っているのか。</p>	<p>現時点において、来年度の人事配置は調整中の状況であり、当局からはそのような情報の発信を行ったという話は聞いていない。</p>
<p>業務課では転職の希望者が募集人数の上限に達していないが、来年度は過員配置となるのか。</p>	<p>これから調整を行っていくものであり、現時点では何も言うことができない。</p>
<p>事務・技術学び期間の配置先を再任用短時間ポストに限定していることが、転職に対する不安を大きくさせているのではないか。</p>	<p>人材育成担当で相談窓口を設けるなど、相談しやすい体制を充実させるなどの取組も進めており、転職に対する不安の相談にも対応している。</p>
<p>組合としては、慣れた所属で事務・技術学び期間を過ごせるような体制を希望する。</p>	<p>転職制度については引き続き協議していく考えである。</p>
<p>特定保健指導について</p> <p>特定保健指導の取扱い等については、共済組合の理事会の場で議論していくという認識でよいか。</p>	<p>そのとおりである。当局としては、共済組合において決定した内容について職員への周知を図っているところである。</p>
<p>特定保健指導の受診率を上げるべき必要性について、もっと職員に理解を促していくべきであり、共済組合にも伝えていただきたい。</p>	<p>当局としてもそのように考えており、共済組合には伝えておく。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務執行体制の改善について</p> <p>令和3年1月25日付けで緊急要望書を提出したが、その進捗状況は。</p>	<p>1月から土日祝日に応援を増やしており、保健所職員の負担が減る効果が表れてくるのはこれからになるのではと考えている。また、産業医との面談についても、適切に実施されるよう調整している。</p>
<p>ワクチンの接種に向けた応援体制はとっていくのか。</p>	<p>1月から職員を配置して対応しているところであるが、今後の動向等を踏まえ原局とも協議し、必要な体制を確保していきたい。</p>

<p>他都市では相談業務を外部に委託しているところもある。他都市と情報共有をもっと行うべきではないか。</p>	<p>他都市とは情報共有を行っており、共同で県に要望を出すなどの対応も行っている。</p>
<p>令和3年度向けの保健師の応募状況は。</p>	<p>応募はあったが、一方で辞退する者も出ている。</p>
<p>保健師は専門職であるにもかかわらず、それ以外の業務も付加しているため、負担が大きいイメージを持たれているのでは。</p>	<p>今は負担が大きくなっているため保健師が担っている業務のうち、事務職で担えるものは事務職が対応するような体制をとっているところである。</p>
<p>休暇制度の特例措置について 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、リフレッシュ休暇については取得可能期間を延長する特例措置が講じられているが、年次休暇についても翌年度に20日以上繰り越しできるような特例措置を講じていただきたい。</p>	<p>意見として聞いておく。</p>
<p>給与のデジタル払いについて 給与のデジタル払いが可能となるとの報道があったが、本市においても将来的に給与のデジタル払いを行っていくのか。</p>	<p>現時点で具体的な情報は聞いていない。仮に実施するということになると一定のコストも必要となることが予想されるが、今後国の動向等も踏まえ判断していく。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以上
 (給与課)

マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について（メモ）

R3. 1. 29

平日（月曜日から金曜日まで）に加えて、土曜日においてもマイナンバーカードの交付窓口を設けるため、次のとおり職員の勤務体制を変更する。

1 内容

マイナンバーカード普及担当の職員について、勤務を要しない日（週2日）を「日曜日及びそれ以外の別に定める日」とする。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

3 開庁時間

(1) 平日 午前9時から午後5時30分まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

（平日・土曜日とも、その日が祝日及び12月29日から1月3日までの場合は閉庁）

4 勤務内容

マイナンバーカードを申請した市民に対し、マイナンバーカードを交付する。

以 上
（給与課）